

第6章 計画の推進にあたって

第6章 計画の推進にあたって

1 計画の周知、啓発

市民と行政が一体となって、「たとえ介護が必要になっても、障害・認知症になっても、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるまち 垂水」を推進するため、広く広報に努めます。

ホームページなど市民が閲覧しやすい媒体を利用して計画の周知を図るとともに、地域における各種講座や講話等の活用、さらにはサービスを提供する介護事業所等に対しても周知し、計画の円滑な推進に努めます。

2 地域資源の活用

地域において介護の必要な高齢者の生活を支えていくためには、介護保険サービスの提供や関連する施策の充実とともに、市民の主体的な参加が不可欠です。

市民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、地域住民が主体となったボランティアやNPOなどの活動を支援するとともに、生活支援コーディネーターの配置など互助を基本とした高齢者を地域で支える体制づくりを推進して地域包括ケアシステムの実現を目指します。

3 計画の進行管理及び点検

本計画を着実に推進するため、関係各課及び関係機関がそれぞれの担当する施策等の進捗状況等について進行管理を行うとともに、課題点・問題点の検証・検討など毎年点検を行い、施策の確実で円滑な実施に努めます。

図表 計画の進行管理及び点検

